

令 5 建築指導第 7 0 2 号
令和 6 年(2024 年)3 月 15 日

一般社団法人山口県電業協会
会長 末 永 壽 和 様

山口県土木建築部建築指導課長

令和 6 年度の営繕系工事の取組について

本県の営繕行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境整備においては、建設工事の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤の確保や建設現場における休日確保の取組が重要であることから、土木建築部で発注する営繕系工事について下記のとおり取り組むこととしましたのでお知らせします。

記

1 積算要領の改定等について

土木建築部建築指導課が発注する営繕系工事の積算に用いる「山口県建築工事積算要領」、「山口県電気設備工事積算要領」及び「山口県機械設備工事積算要領」を改定し、令和 6 年 4 月以降に発注する工事に適用します。詳細は、**別紙 1**のとおりです。

2 「週休 2 日工事」の取組について

令和 6 年 4 月以降に発注する工事から「山口県営繕系工事における「週休 2 日工事」の実施要領」に基づき本実施します。詳細は、**別紙 2**のとおりです。

3 労働環境改善（ウィークリースタンス）の取組について

建設工事の労働環境の改善を図ることを目的とし、令和 6 年 4 月以降に発注する工事から「ウィークリースタンス」を推進します。詳細は、**別紙 3**のとおりです。

4 その他

- ・「情報共有システム運用ガイドライン」の改正について
詳細は、**別紙 5**のとおりです。

問い合わせ先

担当 電気設備班 田村、営繕調整班 水井
TEL 083-933-3853, 083-933-3843
FAX 083-933-3869
e-mail a18800@pref.yamaguchi.lg.jp

営繕系工事における積算要領の改定等について

本県では、適正な予定価格を設定するため、国土交通省の共通費基準の改定を踏まえ、公共建築工事共通費積算基準（令和5年3月29日国営積第8号）に基づき、土木建築部建築指導課が発注する営繕系工事の積算に用いる積算要領を下記のとおり改定し、適用します。

記

1 営繕系工事の積算に用いる積算要領の改定

令和6年3月15日に「山口県建築工事積算要領」、「山口県電気設備工事積算要領」及び「山口県機械設備工事積算要領」を改定した。

建築指導課のホームページに掲載

トップページ > 組織で探す > 土木建築部 > 建築指導課 > 営繕系工事における積算要領の改定等について

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/248918.html>

2 改定した積算要領の適用日

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事に適用

営繕系工事における「週休2日工事」の実施について

本県では、建設現場における休日確保等の働き方改革に向けた取組の一環として、令和3年度から営繕系工事における「週休2日モデル工事」の試行を行ってきたところですが、令和6年4月から時間外労働時間の上限規制が施行されることを踏まえ、「山口県営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領」により下記のとおり本実施します。

記

1 週休2日工事とは

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行う工事

2 対象工事

土木建築部建築指導課及び住宅課が「週休2日工事（発注者指定型）の対象工事」として発注する営繕系工事に適用

3 対象工事である旨の明示

現場説明書に「週休2日工事（発注者指定型）の対象工事」である旨を明示

4 適用日

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事に適用

5 営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領

建築指導課のホームページに掲載

トップページ > 組織で探す > 土木建築部 > 建築指導課 > 営繕系工事における「週休2日工事」の実施について

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/248913.html>

営繕系工事における労働環境改善（ウィークリースタンス）の取組について

令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、建設工事の労働環境の改善を図ることを目的とし、「ウィークリースタンス」を推進することとしましたので、お知らせします。

記

1 取組内容（詳細は、別紙「お知らせ」による）

受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、次の事項について取り組む。

- (1) 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。
- (2) 休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。
- (3) 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。

2 対象工事

土木建築部で発注する全ての営繕系工事

3 対象工事である旨の明示

現場説明書に「ウィークリースタンス推進工事の対象工事」である旨を明示

4 適用日

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事に適用

5 入札参加者への周知

当面の間、別途通知する「入札情報サービス（PPI）に掲載するお知らせ」（別紙4を追加したもの）を設計図書に添付する予定です。

～ウェブページ掲載箇所～

トップページ＞組織から探す＞土木建築部＞建築指導課＞営繕系工事におけるウィークリースタンス推進工事について

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/247914.html>

営繕系工事における労働環境改善(ウィークリースタンス)の取組について ～ お知らせ ～

令和 6 年 3 月
山口県土木建築部

令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、建設工事の労働環境の改善を図ることを目的とし、「ウィークリースタンス」を推進します。

●対象工事

土木建築部で発注する全ての営繕系工事

●対象工事である旨の明示

現場説明書に「ウィークリースタンス推進工事の対象工事」である旨を明示

●適用日

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事に適用

ウィークリースタンス推進工事

受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、次の各号に掲げるウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。

(1) 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。

- ① 勤務時間外の打合せの設定は行わない。
- ② 施工時間外の立会の設定は行わない。
- ③ 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。

(2) 休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。

- 休前日に資料作成依頼を行う場合は、休日明け日を期限日としない。

(3) 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。

- ① ワンデーレスポンス(受発注者からの発議を受領した時点から 24 時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし、休日は期間から除外する。)を徹底する。
- ② 不必要な資料は求めない、提出しない。

営繕系工事における「情報共有システム運用ガイドライン」の改正について

現在、土木建築部が発注する営繕系工事において、受発注者のコミュニケーションの円滑化や公共事業における生産性向上を目的として、情報共有システムの活用の取組を実施しているところですが、営繕系工事の積算要領の改定に伴い、下記のとおりガイドラインを改正しましたのでお知らせします。

1 改正内容

システム利用料の変更

現 行	改正後
システム利用に係る費用（登録料および使用料）は共通仮設費率分に含まれる。	システム利用に係る費用（登録料および使用料）は契約変更の対象とする。

2 適用日

令和6年4月1日以降入札公告又は指名通知する工事に適用

3 営繕系工事における情報共有システム運用ガイドライン

建築指導課のホームページに掲載

トップページ > 組織で探す > 土木建築部 > 建築指導課 > 営繕系工事・業務における情報共有システムの運用について

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/205212.html>